

経済産業省

受託調査

中国における知的財産権民事訴訟の実務

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

広州事務所 知識産権部

II 民事訴訟の概要及び手続の流れ

一、 民事訴訟の概要

(一) 民事訴訟の概念と分類

中国の民事、司法の法制度はドイツの民法を参考とし、大部分については日本民法典の規定を参照し、典型的な大陸法系の特徴を有する。中国の知的財産権司法保護の各種議題について、中国の民事訴訟の以下に掲げる各々の主な概念と手続について考察する必要がある。

1. 概念

民事訴訟とは、公民間、法人間、その他の組織間及びこれらの相互間で財産関係、人身関係に起因して提起した訴訟を指し、又は民事訴訟とは、人民法院、当事者その他の訴訟参加人が民事案件を審理する中で実施する各種の訴訟活動及びこれらの活動によって生じたさまざまな関係の総和を指す。「民事訴訟法」第3条は、「人民法院は、公民間、法人間、その他の組織間及びこれらの相互間で財産関係、人身関係に起因して提起した民事訴訟を受理する場合、本法の規定を適用する」と定めている。

訴訟参加人は、原告、被告、第三者、証人、鑑定人、現場検証者が含まれる。

2. 民事訴訟の分類

民事訴訟は、原告の訴訟上の請求をもとに3大分類に分けられる。

- a) 確認の訴え:原告が法院に対し、被告との間に特定の法律関係が存在するか否かを確認するために請求する訴えであり、積極的な確認の訴え、消極

的な確認の訴えに分けられる。

- b) 給付の訴え：原告が法院に対し、一定の義務の履行を被告に命じる判決を下すよう求める訴え。給付の内容は財物、行為（作為と不作為を含む）を含む。
- c) 形成の訴え：法院に対し、一定の既存の法律関係の消滅又は変更を請求する訴え。

(二) 民事訴訟案件の構成要素

民事訴訟案件に関わる要素は、管轄、忌避・回避・除斥、訴訟参加人、証拠、期間、送達、保全、先行執行、民事訴訟妨害に対する強制措置。訴訟費用、第一審普通手続、簡易手続、第二審手続、特別手続、裁判監督手続、督促手続、公示催告手続、執行手続が含まれる。

法律関係の視点から考えて、すべての法律関係は主体、客体、内容の3部分で構成される。民事訴訟案件も例外ではない。

1. 民事訴訟法律関係の主体

民事訴訟の法律関係主体とは、訴訟上の権利を有し、訴訟上の義務を負担する人を指す。民事訴訟の法律関係主体としては、人民法院、当事者、全体の訴訟参加人、人民検察院を指す。

1) 人民法院

人民法院は、国家を代表し、民事裁判権を行使する専門機関である。法院の権力の行使は訴訟法を脱することはできず、民事訴訟法の調整を受け、法律が定める訴訟上の権利と義務を真摯に遂行しなければならない。

2) 当事者

ここでいう当事者は、原告、被告、第三者、共同訴訟人、訴訟代表人が含まれる。民事上の権益について、法律はこれらの者に幅広い訴訟上の権利を付与した。訴訟のための当事者は民事訴訟の発動者であり、民事訴訟の重要な参加者でもある。

3) 全体訴訟参加人

全体訴訟参加人は、訴訟代理人、証人、鑑定人、現場検証者、通訳者又は翻訳者が含まれる。民事訴訟に関する法規定の全体訴訟参加人は、訴訟において、相応の訴訟上の権利を有し、相応の訴訟上の義務を負っている。これらの者の参加なしに、正常な手続を推進することはできず、案件の事実も解明し難く、紛争も鎮めにくい。

4) 人民検察院

人民検察院は、国家の法律監督機関である。民事訴訟法の規定に従い、人民検察院は一定の条件下で「抗訴」(検察院が法院の判決に見直しを求める行為——訳注)を提起することができる。抗訴が提起された場合、法院と民事訴訟法の調整を受ける社会関係が生じなければならず、こうした社会関係の実質は民事訴訟に係る法律関係である。

2. 民事訴訟法律関係の内容

民事訴訟法律関係の内容とは、民事訴訟に関する法律関係主体が訴訟において有する訴訟上の権利と負担する訴訟上の義務を指す。

人民法院は国家が付与する民事裁判権を行使するため、訴訟において訴状、答弁書の審査、証拠書類の確認、訴訟の指揮などの訴訟上の権利を有する。法院が国家の審判機関であることに鑑み、法院の訴訟上の権利は譲渡できない。法院の民事訴訟の義務は、事実を根拠とし、法律を拠り所とし、正確、合法的かつ速やかに案

件を審理しなければならず、訴訟の遅延、当事者の合理的な要求の勝手な拒否は許されず、当事者の訴権を尊重しなければならない。審理の完了後、法院は速やかに法院を作成し、強制手続を発動させた後、効力を生じた法律の内容を速やかに実現しなければならない。

当事者は、自己の合法的な権益を守るため、訴訟において、提訴、応訴、忌避・回避・除斥、反対尋問、弁論、処分、上訴、苦情申立及び執行申立などの権利を有する。また、定刻どおりの出廷、証拠書類の提供、案件の証明、如実の陳述、訴訟秩序の遵守、発効裁判の履行、訴訟費用の納付などの訴訟上の義務を負っている。

証人の義務は、定刻どおりの出廷、法廷の秩序遵守、如実の陳述などである。

鑑定人は案件の経緯の理解、鑑定に必要な材料の請求、当事者、証人への照会、一定報酬を取得する権利を有する。如実の鑑定、定刻どおりの出廷、他の法律関係主体の質問への回答、訴訟秩序の遵守などの訴訟上の義務を負っている。

訴訟代理人の訴訟上の権利・義務は、当事者の権限授与と法律の規定に基づく。訴訟委任による訴訟代理人は、特別な権限授与がない状況下で、訴訟を行う権利のみを有し、民事実体法上の権利に関わる訴訟上の権利は随意に行使してはならない。法定代理人の法的地位は当事者に類似しているため、通常、当事者が有すべき訴訟上の権利を有し、当事者が負う訴訟上の義務を負う。

人民検察院の訴訟上の最大の権利は、抗訴の提起であり、最大の義務は人員を派遣して訴訟に参加することである。

通訳者又は翻訳者は、如実な通訳・翻訳、法廷秩序を遵守する義務など、自己の民族の言語・文字を使用する権利を有する。

3. 民事訴訟法律関係の客体

民事訴訟法律関係の客体とは、民事訴訟法律関係主体の訴訟上の権利・義務が指す対象である。民事訴訟法律関係の客体に関する記述は、理論的著述が一致しているとはいえない。通常の法学原理をもとに、法律関係の客体とは「物」、「行為」もしくは「精神的財産」を指す。ただし、民事訴訟法律関係の客体は特別性を有する。「民事案件」は民事訴訟法律関係の客体と考えなければならない。民事案件によっては、民事実体法上の法律関係の確認である場合がある。また、民事実体法上の法律関係の変更、一定の財物又は金銭の給付の要求である場合は案件内容の違いである。民事訴訟法律関係の客体上、統一的、一元的であるべきで、多元的又は分散的であるはずがない。裁判実務においては、司法機関にせよ、当事者にせよ、証人にせよ、その他の訴訟参加人にせよ、彼らの任務は難易度の排除、紛争の解決しかない。そのため、法律は、明文をもって、「事実を根拠とし、法律を基準とする」と定めなければならない。

(三) 証拠の収集

1. 証拠の分類

証拠は、民事訴訟において案件の真実の状況を証明できる各種の資料である。

民事訴訟法は、証拠を(1)当事者の陳述、(2)書証、(3)物証、(4)視聴覚資料、(5)電磁的記録、(6)証人の証言、(7)鑑定意見、(8)検証調書に分けた。

当事者の陳述

当事者は自己の主張について、本人の陳述のみで、他の関連証拠を提出できない

場合、その主張を支持しない。ただし、相手方の当事者が認める場合を除く。

書証と物証

(1)書証は、記載する内容又は表現する考え方により案件の事実を証明する。

(2)物証は、物品自体の外的特徴により案件の事実を証明する。

視聴覚資料

視聴覚資料は、録音、録画などの技術的手段が反映する音、画像により案件の事実を証明する。

電磁的記録

電磁的記録は、案件の事実に関わる電子メール、インターネット上のチャット記録、電子署名、インターネットへのアクセス記録などの電子形式の証拠を指す¹²。改正案で新たに追加された証拠の種類である。

証人の証言

証人の証言とは、案件の状況を理解する人が法院に行う陳述、証言を指す。

(1)証人の資格: 案件の状況を知っている組織・機関、個人は出廷証言を行う義務を有する。正しく意味を表現できない人は証人になることはできない。

証人出廷

A、証人出廷の申請: 立証期間が満了する10日前よりも遅れてはならない。

B、法院の通知を経て、証人は出廷証言をしなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院の許可を経て、書面の証言、映像通信

技術もしくは視聴覚資料などの方式で証言を行うことができる。

- a、健康上の原因で出廷できない。
- b、距離が遠く、交通が不便なために出廷できない。
- c、自然災害などの不可抗力により出廷できない。
- d、出廷不能なその他の正当な理由がある。

証人の出廷費用の補助

補助の範囲：出廷証言により支出する交通費、宿泊費、食費などの必要な費用及び業務上の損失。

負担：証人が出廷により支出する以上の費用は敗訴側の当事者が負担する。

立替：当事者が当該証人の出廷を申請する場合、申立人が先行して立て替える。

当事者が申請せず、法院が証人による出廷を通知した場合、法院が先行立替を行う。

鑑定意見

鑑定の開始：当事者の申請又は法院の職権により決定する。

鑑定申請の時間：立証期間内に提起する。ただし、再鑑定を申請する場合を除く。

鑑定機構の選択：当事者が鑑定を申請する場合、当事者が協議により確定し、協議により合意に達しない場合、法院が指定する。

法院が職権により鑑定を決定する場合、鑑定資格のある鑑定機構に鑑定を直接委託する。

鑑定意見：鑑定人は、書面の鑑定意見を提起し、鑑定意見書に署名、捺印をしなければならない。

複数の鑑定人が同一の問題について鑑定を行い、意見の分岐が生じた場合、鑑

定意見書にその旨を明記しなければならない。

鑑定人の出廷

事由: 当事者が鑑定意見に対して異議があり、又は鑑定人が出廷すべきであると
法院が判断する。

影響: 法院の通知を経て、鑑定人が出廷を拒否する場合、鑑定意見は、案件の事
実を認定する根拠としてはならない。鑑定費用を支払う当事者は、鑑定費用の返還を
求めることができる。

有識者の出廷

手続: 当事者の申請を経て、法院が通知する。

作用: a、鑑定意見に対して意見を提起する。b、専門的な問題について意見を提起
する。

検証調書

検証調書とは、法院の職員が物証、現場に対して検証を行ったあとに行う調書を
指す。

2. 有効な証拠の収集方法と証拠の連鎖の形成

「民事訴訟法」第64条第1項、第2項は、「当事者は、自己が提起する主張について、
証拠を提供する責任を有する。当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因により自
ら収集できない証拠について、人民法院は調査と収集を行わなければならない。」こ
れら2項の規定は、中国の民事訴訟活動における証拠の調査と収集の基本的な制度
上の枠組を確立し、法院と当事者の立証における作用の分担について原則的な規定
を行った。つまり、民事訴訟における証拠は主として両当事者が負担し、法定の事由

においてのみ、法院は証拠の調査と収集を行うべきである。

弁護士は訴訟に参加するときも、証拠を収集する権利を有する。「律師法」(弁護士法——訳注)第30条第1項は、「弁護士が訴訟活動に参加する場合、訴訟法の規定に従い、本案件に関わる書類を収集し、参照し、人身の自由が制限された人との会見、通信を行い、法廷に出席し、訴訟に参加し、もしくは訴訟に関わる法令が定めるその他の権利を有する」と定めている。該規定は、訴訟に参加する弁護士が証拠を収集する権利を有することについて法的根拠と保障を提供した。また、法院の証拠収集活動に密接に注目し、随時閲覧し、随証拠の分析、判断、活動について裁判員と意見を交換することは、弁護士の活動として最も重要な点である。

調査と収集を通じて得るものは、証拠の書類のみである場合、本物の証拠とは呼べない。つまり、判決の根拠とすることはできない。証拠書類は法廷での調査を経て、審査の判断を通じて、真偽を確かめた後、初めて判決の証拠とすることができる。例えば、民事訴訟案件において、両当事者が呈示する証拠書類は、両当事者の反対尋問を経て、法廷での調査を行い、確認と比較を行い、事実を確定して初めて、本当の意味での証拠となり、判決の根拠となることができる。

3. 証拠の収集において注意すべき事項

法律の規定により、証拠は、客観的な存在性、関連性、合法性の3つの特徴を有さなければならない。実務において、案件処理において収集する証拠又は証拠が不十分で、又は推敲に耐えられないため、頻繁に訴訟や争議を引き起こす。証拠の収集における注意事項は以下のとおり。

1) 証拠調査の方向性を明らかにする。

a) 究明が必要な案件の事実を明らかにする。証拠の調査収集においては目標を明

確にし、妥当性を持たなければならない。案件の事実はまさに証拠収集を通じて明らかにするものであり、究明する事実は通常、法律の条文において明確な規定がなければならない。

- b) 事実究明の基準を確立しなければならない。究明する必要がある案件の事実を明らかにした上で、法律の規定をもとに案件の事実を究明する基準、すなわりどのような証拠を収集すれば、案件の事実を証明でき、最終的な事実認定の結論を出す。案件の事実が明確で、証拠の确实性の基準に達することができるか否かを明らかにしなければならない。
- c) 案件の事実を認定するために収集する必要がある証拠形式を明らかにしなければならない。法律規定をもとに、究明すべき案件の事実と基準を明らかにした上で、これらの事実を究明し、認定するためにどのような証拠が必要であることを明らかにしなければならない。通常、どの事実要件も相応の証拠により証明する必要がある、一つの証拠は複数の個別案件の事実を証明することができる。法定の案件の事実と証明基準により、必要となる証拠の質を推測することができる。ただし、案件の事実及びその認定基準は異なるため、収集すべき証拠の種類も案件の個々の状況により異なる。

2) 迅速かつ適時に証拠を収集する。

迅速性と適時性は、証拠の収集時間に関する要件である。証拠は、特定の物品、痕跡もしくは証言文字として表現しなければならない。案件発生時間から近づくほど、物品、痕跡は探しやすく、当事者又は証人の案件の事実に対する記憶も明晰であり、表現も明瞭となる。逆に、案件発生時間から遠のくほど、案件の真実の状況を証明する物品と痕跡に変化が生じ、さらには消失することを証明でき、当事者又は証人の案件の事実に対する記憶が曖昧になる。よって、証拠の収集を適時に

行い、訴訟活動に向けて好ましい基礎を固めなければならない。

3) 客観的、全面的に証拠を収集する。

客観性、全面性は証拠内容の調査、収集に関する要件である。この要件をもとに、証拠の調査・収集を行うとき、事実に基づかなければならない。本案件にとって意味のある証拠書類であれば、一律収集し、一時的な主観的判断をもとに取捨してはならない。既存の証拠書類については内容を誇張し、又は縮小してはならず、主観的な想像により客観的な事実で代替してはならず、主観的な考えの枠組に従って証拠を収集してはならず、虚偽を弄し、又は偽の証拠をでっち上げてはならない。

4) 具体的に、繊細に証拠を収集する。

具体的、繊細とは、証拠の調査・収集において養われる保持すべき鋭敏な洞察力、観察力、分析力を指す。既存の証拠書類の表面的な現象を安易に信じてはならず、擬相により惑わされてはならず、辛抱強さと自信を保ち、繊細にわたる証拠調査を行わなければならない。

5) 証拠収集において法定の手続を厳守する。

法定手続は、証拠の調査・収集にあたって遵守すべき手順、時間、順序、方式、方法であり、証拠調査時に書面による手続を行わなければならないことに表現される。

(四) 民事訴訟における証拠の審査と判断

1. 民事訴訟の証拠の特徴は、「事実を根拠とする」、即ち「証拠を根拠とする」を決定づける。

民事訴訟法は、案件の真実の状況を証明できる一切の事実はいずれも証拠であり、民事訴訟の証拠とは、民事訴訟において案件の事実を確定するための根拠に用いることを指す。民事証拠は、以下の3つの特徴を有する。

- a) 客観性。信憑性ともいう。証拠の客観性とは、証拠自体は客観的であり、真実でなければならず、想像、虚構、捏造されたものであってはならないことを指す。この特性は、民事訴訟の証拠がいかなる者の主観的意志によっても轉移せず、民事法律関係の発生、変更、終了の中で形成された客観的存在の事実であることを裏付けている。この特性が求めるものは次のとおりである。第一に、当事者は立証時に、法院に真実の証拠を提供しなければならず、証拠を捏造し、改竄してはならない。第二に、法院は証拠の調査・収集時において、客観的、全面的でなければならず、先入観を優先してはならず、それ以上に、一方の当事者に有利な証拠のみを収集してはならない。
- b) 関連性。証拠の関連性とは、証明を必要とする案件の事実と一定の関連性が存在しなければならないことを指す。証拠の関連性は、証拠の内容と案件の事実とに代替不可能で、脱離不可能な直接的又は間接的な特別な関連性を反映している。この特性をもとに、当事者が立証時に案件の事実に関わる証拠を集中的に提供することを求めると同時に、法院が無関係な証拠を排除し、証拠確認の範囲を限定し、縮小することにも役立つ。
- c) 合法性。証拠の合法性とは、証拠は法定手続に従って収集し、提供し、法令の条件に適合しなければならないことを指す。この特徴は次に掲げる点を求める。(1)当事者、訴訟代理人、法院は、証拠を収集するとき、法律の要件を満たさなければならず、法律の規定に違反してはならない。(2)証拠の表現形式は、法律が規定する存在形式により表現されなければならない。(3)証拠の使用にあたり、法律が定める反対尋問の手続を経なければならない、手

続きを行わなかった場合、案件の事実を証明する根拠としてはならない。

(五) 証拠の審査判断の民事訴訟における役割

判決証拠の審査は、裁判官が感性的な認識から理性的な認識に昇華するプロセスである。証拠の審査判断はすべてに対する証拠であり、証拠の本質からして事実である(3つの特性)。案件の個々の状況を踏まえて、分析、鑑定を行うことは、「粗雑さを除去し、真実を追求し、他に波及し、内実に迫る」高度な認識のプロセスである。認識論の基本的な原理に基づけば、証拠の審査判断に以下の役割を必要とすると結論付けることは難しくない。

- a) 証拠の審査判断を通じて証拠の真偽を鑑定し、真実を求め、採用する証拠に客観性、真実性があることを保証できる。
- b) 証拠の審査判断を通じて、証拠の関連性及びその証明力の大きさを確定し、無関係の証拠を排除し、案件に関わる証拠の証明力を発揮できる。
- c) 証拠の審査判断を通じて、確実で、十分な証拠をもとに案件の事実を確定し、法律の正しく適用して着実な基礎を固めることで、矛盾解消、争議解決の目標達成に役立つ。

(六) 民事訴訟において証拠の審査判断をいかに行うか

「民事訴訟法」第64条は、「人民法院は、法定手続に従い、全面的、客観的に審査を行い、証拠を確認しなければならない」と定めている。該規定はあまりに粗雑であるため、裁判官が証拠の審査判断の自由裁量権を過大化し、案件の審理の基準を失わせ、民事裁判の公正性と効率目標の実現を妨害する。2001年12月6日、最高人民法院は、「民事訴訟証拠に関する若干規定」を公布してこの難題を解決した。中国の

特色を有する裁判官が独立して証拠の審査判断を行う原則と呼ばれている。「民事訴訟証拠の若干規定」第64条は、「裁判員は、法定の手續に従い、証拠を全面的、客観的に審査し、法律の規定をもとに、裁判官の職業倫理を守り、論理的推理力と日常生活の経験を活用し、証拠の証明力の有無と大小について単独で判断を行い、判断の理由と結果を公開しなければならない」と定めている。この原則によれば、裁判官の自由な判断を強調するとともに、裁判官が法律の規定を守る前提で、良識と理性をもとに証拠に対する自由裁量権を行使することで、裁判官の心証を形成することを強調した。

(七) 証拠の関連性の問題についての審査

証拠の関連性は、第一に、証拠と要証事実の間に特定の関連性が存在すること、第二に、各証拠の間に相互間の関連性が存在することが含まれる。よって、証拠の審査判断の関連性も2つの方面から実施しなければならない。

① 証拠の審査判断と案件の事実に関連性があるかどうか

証拠と案件の事実の関連性は多種多様で、非常に複雑であり、事実間に因果関係があるとともに、内部と外部の関連性もあり、直接的又は間接的な関連性もある。このとき、審査時において全面的な観点、観点の関連性を用いて分析研究を行い、一方的で、孤立的に証拠の審査判断を考えてしまつては、誤った判断が生じてしまう。例えば、法医の鑑定結論報告書という証拠について、人身の損害との事実関係とは必然的な関連性が存在し、鑑定の結論が反映する内容である場合、損害の事実と一致するならば、その証拠は採用できる。さもなくば、採用できない。

② 各証拠間の関連性の有無の審査判断

事物間に相互の関連性がある場合、同一の事実の状況のすべての証拠にも相互

の関連があることを証明している。証拠間の関連性の有無についての審査判断には、一つの証拠について他の証拠との対照、裏付けを行い、総合的な分析を行う必要がある。すべての証拠が一致し、同一の事実を指し占めている場合、その証拠が真実であると認定でき、さもなければ真実であると認定してはならない。例えば、当事者の陳実間、当事者の陳述間、証人の証言間に矛盾があるかどうかを分析し、矛盾がなければ、陳述又は証言が真実であるといえる。さもなければ、真実ではない。

(八) 証拠の審査判断の方法

証拠の審査判断は、前述の3つの方面で審査を行うほか、好ましい方法で保証する必要がある。科学的かつ正確な方法を用いてはじめて、優れた審査、判断の効果を得ることができる。筆者は、長年の民事上の裁判の取り組みをもとに、証拠の審査判断には以下の経験、方法があると考える。

- 1、直接選別法
- 2、総合審査法
- 3、反復反対尋問法
- 4、技術鑑定法
- 5、経験法
- 6、論理的推理法

証拠の提出者は、証拠の両面性に注意し、多くの証拠は自己に有利な可能性もあり、相手方にとって有利である可能性もある。両面性を有するこれらの証拠について、その証明対象の明確化に留意し、価値の証明に関して取捨選択を行わなければならない。

証拠の組織は仔細に行い、法院に提出する証拠は原本を必要とする。写しは、当然の如く法的効力を具備しないため、原本を法廷が受け入れない場合、相手方の当事者は反対尋問を行わない。弁護士は、当事者と原本を照合する必要がある場合、原本のない証拠は慎重に提出する。自己側の当事者が証拠を偽造する状況が存在することに注意しなければならない。ただし、当事者が確実に原本を持たないか、又は原本が特定の場所にあるため当事者が調達できない場合がある。このとき、写しを提供し、法院に取り調べを申請しなければならない。

証拠の取得手続は合法的なものとし、違法な証拠調査を行ってはならない。離婚案件において、例えば、相手方に過ちがあることを証明するために、当事者が相手方の当事者の不倫に関する視聴覚資料を提供する場合について、弁護士はこれらの証拠の取得方法を理解しなければならない。不法な証拠調査により取得したものである場合、法廷により採用されてはならず、相手方の当事者が自己側によるプライバシー権、名誉権侵害の法的責任を追及する可能性がある。

証拠の組織にあたり、論理的に厳密な証明体系を形成し、証拠の整理により、当時の事実発生のプロセスの証明を形成しなければならない。時間の前後の順序の手がかりにより証拠を組織し、案件の起因、発生、発展の実施プロセスを裁判官の面前に明確に呈示する。各案件において個々の案件に合わせて証拠を組織することができる。主体から内容、法適用上での証拠の連鎖を形成することができる。妥当性を持ち、重点、非重点の前後順序を明らかにしなければならない。反訴により相手方の証拠に反駁する場合、原告の証拠について逐一反証を挙げて反駁を行い、反駁性が強く、妥当性が強い効果を挙げなければならない。

総じて、民事訴訟において、当事者が証拠を提供することは、自己の主張の成立を証明するためであり、法院の証拠の審査判断の目的は、証拠の証拠能力及び証拠力を確定することで、証拠を利用して案件の事実を認定し、責任を明らかにし、

是非について弁解することである。従って、証拠の審査判断は、民事訴訟において重要な役割を果たし、裁判官が正しく法律を提供し、公正な裁判を下し、速やかに紛争を解消し、裁判の公正と効率を維持するために非常に重要な意義を有する。

(九) 損害賠償

民事損害賠償の事由は、人身の傷害、財産の損失、精神の損害及び製品自体の損害という4つの事由にほかならない。本文は、知的財産権損害賠償の視点から説明する。

中国の現行「著作権法」第49条、「商標法」第63条、「特許法」第65条はいずれも知的財産権法分野において、損害賠償金額の確定に関する具体的な条項である。条文の構造から考えて、「著作権法」、「商標法」、「特許法」は知的財産権損害賠償金額の確定について2つの規定を設けた。1つ目は、損害賠償の幾つかの計算基準であり、2つ目は、特別な状況において法院の裁量権限を付与することである。具体的な内容から考えて、知的財産権は損害賠償金額について3つの確定方法を設けた。第一に、権利者の実質的な損失、第二に、侵害者の違法所得、第三に、法定賠償である。本質的に考えて、権利者の実質的な損失と侵害者の違法所得について補償法則の観念における損害賠償の計算基準を確立した。一方、法定賠償制度は、実質的には損害賠償金額を確定できない状況における一定金額を限度とする自由裁量権を付与した。

後の文章では、商標に関する損害賠償の各種要素に重点を置いて紹介する。

[執筆協力]

広州新諍信知識産権服務有限公司

[発行]

ジェットロ広州事務所 知的財産権部

TEL: +86-20-8752-0060

FAX: +86-20-8752-0077

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。